

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域		期 間
河口から上流四〇〇メートルまでの区域		一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	二〇センチメートル
やまめ、うぐい	一五センチメートル

(一) 遊漁料

平内町河川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合		
魚種	漁具、漁法	期間
こい、やまめ、うぐい	竿釣り	一日
	たも網	一年

四〇〇円

三〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の児童、中小学生又は肢体不自由者については、無料とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	四〇〇円
渓流魚	ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五〇〇〇円

(6) 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁に際し守るべき事項

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(7) 游漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、小湊川と盛田川との合流点から小湊橋までの区域の川底を搅はんしてはならない。

(二) 游漁監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(三) 游漁監視員は、游漁監視員証を携帯し、かつ、游漁監視員であることを表示する腕章をつける。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

(10) 施行の日 平成十五年九月一日

(二) 漁業権者の名称及び住所

清水川内水面漁業協同組合 東津軽郡平内町大字清水川字大川添九〇番地

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第二十八号

(4) 遊漁についての制限の範囲

(一) 遊漁具、漁法の制限

手釣り 竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ	四月一日から九月三十日まで

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはな

る。
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会 (三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

らない。

区	域	期間
河口からJR東北線(下り線)までの区域	全長	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	遊漁料の額及びその納付の方法
やまめ	一五センチメートル

(一) 遊漁料

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ	手釣	一日	四〇円

一年

三,〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰏沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇,〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰏沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五,〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 清水川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合あらかじめ清水川内水面漁業協同組合事務所(東津軽郡平内町大字清水川字大川添九〇番地)又は田中理容院(東津軽郡平内町大字清水川字往来道添九番地六)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

二十六 1 漁業権者の名称及び住所

野辺地川漁業協同組合 上北郡野辺地町字野辺地三一二三番地

認可年月日 平成十五年九月一日

4 3 2 漁業権の免許番号 内共第二十九号

(一) 遊漁についての制限の範囲

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	一人一竿

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種 期間

あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
うぐい	六月一日から翌年二月末日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
JR東北線下り線から下流の二本木川左岸宇音林前田一八の三地先、右岸宇音館八四地先から河口までの間の野辺地川本流の区域	四月一日から翌年三月三十一日まで
野辺地川城内橋から上流三〇〇メートル下流一〇〇メートルまでの間の区域	十月十日から十月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

(一) 遊漁料

野辺地川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法		期間	遊漁料
	手釣	竿釣		
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、こい、うなぎ	一日	四〇〇円	一年	三,〇〇〇円
あゆ、やまめ、いわな、うなぎ	竿釣	手釣り	一日	四〇〇円

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

溪流魚	全魚種	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな、うなぎ	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	手釣り	手釣り	五〇〇円
あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	竿釣り	竿釣り	一〇,〇〇〇円
あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	手釣り	手釣り	一〇,〇〇〇円
あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	竿釣り	竿釣り	一〇,〇〇〇円

(1) 野辺地川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

(2) 納付の方法

野辺地川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ昭和堂釣具店(上北郡野辺地町字野辺地三二〇の一)、昭和堂フェリー通り店(上北郡野辺地町字二本木一九の五)、あらやペツトショップ(上北郡野辺地町字野辺地六九)又はフィッシングショップくまがい(上北郡野辺地町字馬門二五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができること。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)で遊漁する場合

遊漁承認証に関する事項
遊漁承認証を携帯しなければならない。

6 遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。

遊漁者は、規則の励行に関する事項

5

(一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(二十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(三十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(四十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(五十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(六十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十三)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十四)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十五)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十六)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十七)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十八)

遊漁料の額及びその納付の方法

(七十九)

遊漁料の額及びその納付の方法

(八十)

遊漁料の額及びその納付の方法

(八十一)

遊漁料の額及びその納付の方法

(八十二)

遊漁料の額及びその納付の方法

(八十三)

</div

竿釣、たも網、四ツ手網又は投網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならぬ。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模

	規	模
漁具、漁法		
たも網	網口径一メートル以下	
四ツ手網	網底面積一・五平方メートル以下	
投網	網巾三メートル以下	

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

	魚種	期間
こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで	
やまめ	四月一日から九月三十日まで	
わかさぎ	六月一日から翌年四月二十日まで	

(三) 禁止区域及乙期間

区域	区 域	期 間
旧田名部川の大湊線鉄橋から河口までの区域	(竿釣以外)	一月一日から十二月三十一日まで
目名橋下流端から田名部川本流との合流点までの目名川	(竿釣)	五月一日から七月三十一日まで
新田名部川潮上ゲートの上流端から上流五十メートル及び下流端から河口までの区域	一月一日から十二月三十一日まで	
青平川と田名部川の合流点から上流の青平川全域		

全長制限 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
二〇センチメートル 一〇センチメートル	七センチメートル

(一) 遊漁料		田名部漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合						
魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料	竿釣	たも網	四ツ手網	投網	
こい やまめ うぐい わかさぎ		一年	四〇円	一日	一年	一日	一年	四〇円
		一日	三、二〇円	一日	一年	一日	一年	三、二〇円
		一年	五五円	一年	一年	一年	一年	五五円
			五五円					

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の三分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
納付の方法	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
全魚種	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇〇円
渓流魚			

(1) 田名部漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ田名部漁業協同組合事務所(むつ市港町五番三七号)に納付すること。ただし、竿釣、たも網、四ツ手網、投網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(二) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)(1)の遊漁料を徴収する。

施行の日 平成十五年九月一日

二十八 1 漁業権者の名称及び住所

川内町内水面漁業協同組合 下北郡川内町大字川内字川内三〇八番地

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第三十一号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又は投網（うぐいのみ）以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
保護水面の区域	一月一日から十二月三十一日まで

下北郡川内町大字川内字獅子畠十五の一地
先（右岸）及び同町大字川内字新田三〇二

四月一日から五月十日まで

川内町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合		遊漁料の額及びその納付の方法		5
		魚種	全長	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣	一日	四〇〇円	(一)
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	一年	三,〇〇〇円	
うぐい	投網	一日	二,〇〇〇円	
		一年	四,〇〇〇円	

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小学生については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

渓流魚	全魚種	魚種	遊漁の方法		遊漁料
			手釣り	竿釣り	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、こい、ふな、うなぎ	ます、ひめます（菖蒲のみ）、 ひめます（菖蒲のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	にじ うなぎ	手釣り	竿釣り	一〇,〇〇〇円
あゆ、やまめ、いわな、にじます、 うなぎ	手釣り	竿釣り	五,〇〇〇円		

(1) 納付の方法

川内町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ川内町内水面漁業協同組合事務所（下北郡川内町大字川内字川内三〇八番地）、
内三〇八番地）、
上小倉清（下北郡川内町大字川内字川内三〇四番地）、

- (1) 千葉久雄(下北郡川内町大字川内字新田二九〇番地四三)、
 玉川鐵男(下北郡川内町大字川内字銀杏平七三番地二四)、
 有限会社ハタ購買部(下北郡川内町大字川内字家ノ辺九八番地)、
 岡村商店(下北郡川内町大字川内字湯野川六番地)又は
 獅子畑内水面管理棟(下北郡川内町大字川内獅子畑一二八番地二)に納付すること。
 ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
- 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
- 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)
 遊漁承認証に関する事項
- 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。
- 遊漁に際し守るべき事項
- 遊漁者は、遊漁監視員の指示に従わなければならない。
- 遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。
- 遊漁監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 違反者に対する措置に関する事項
- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の遊漁料を徴収する。
- 施行の日 平成十五年九月一日
- 二十九 1 漁業権者の名称及び住所
- 易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地
- 認可年月日 平成十五年九月一日
- 漁業権の免許番号 内共第三十二号
- 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限
 竿釣、たも網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規	模
たも網	網口径三〇センチメートル以下	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期	間
あゆ	七月一日から十一月三十日まで	
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで	

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区	域	期	間
目滝川河口から下北郡風間浦村大字易国間字小倉畑一七番地七七号地先の砂防堰堤下流端までの区域	全長	一月一日から十二月三十一日まで	

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	一五センチメートル
やまめ、いわな	一〇センチメートル

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	一日	四〇〇円
いわな、やまめ	竿釣	一年	三,〇〇〇円
あゆ	たも網	一年	三,〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の児童については無料、中小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し